

川崎市立学校体育館空調設備整備等事業アドバイザリー等業務委託
公募型プロポーザル技術提案書評価基準

1 評価項目等について

表1 標準評価項目一覧表

評価分類			評価項目
実績群	(様式5-①)	管理技術者	・類似業務実績
	(様式5-②)	担当技術者	
提案内容群	課題1 (様式6)	業務の実施体制及び 実施方針・手法	・業務実施体制の妥当性 ・業務実施方針・手法の妥当性
	課題2 (様式7)	課題に対する提案	・現状及び課題に対する理解力
			・課題に対する解決策の提案
			・提案の実現性

課題1 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業アドバイザリー等業務委託の実施体制
及び実施方針・手法について

課題2 アドバイザリー業務、設計施工、維持管理及び財務モニタリングの仕組みの構築
について

2 評価及び事業者選定方法

- (1) 実績群の評価項目については3段階評価を行う。提案内容群の評価項目については4段階評価又は3段階評価を行う。
- (2) 評価は、選定委員全員の合議により行い、当該業務に最も適した事業者を選定する。
- (3) 評価点の合計が同点となった場合は、出席した選定委員会の多数決により過半をもって選定する。可否同数のときは委員長が決する。

3 評価の視点

各評価項目については、以下の視点を参考に評価する。

(1) 実績群

・予定技術者の類似業務実績

技術者の業務実績を、「管理技術者の経歴及び業務実績等（様式5-①）、担当技術者の経歴及び業務実績等（様式5-②）」に基づき、総合的に評価する。

○管理技術者及び担当技術者

当該業務を実施する上で優れた実績があると評価できる	10点
当該業務を実施する上で十分な実績があると評価できる	5点
当該業務を実施するための実績としては疑問がある	0点

(2) 提案内容群

課題1 川崎市立学校体育館空調設備整備等事業アドバイザリー等業務委託の実施体制 及び実施方針・手法について

・業務実施体制の妥当性

業務実施体制の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で特に優れた実施体制であると評価できる	15点
当該業務を実施する上で優れた実施体制であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で適当な実施体制であると評価できる	5点
当該業務を実施するための実施体制としては疑問がある	0点

・業務実施方針・手法の妥当性

業務実施方針・手法の妥当性を、「業務の実施体制及び実施方針・手法（様式6）」に基づき、総合的に評価する。

当該業務を実施する上で特に優れた実施方針・手法であると評価できる	15点
当該業務を実施する上で優れた実施方針・手法であると評価できる	10点
当該業務を実施する上で適当な実施方針・手法であると評価できる	5点
当該業務を実施するための実施方針・手法としては疑問がある	0点

課題2 アドバイザリー業務、設計施工、維持管理及び財務モニタリングの仕組みの構築について

・業務実施に対する提案

業務実施に対する提案がなされているかを「業務実施に対する提案（様式7）」に基づき、実現性を踏まえ、総合的に評価する。

①アドバイザリー業務

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	12点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	4点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

②設計段階におけるモニタリング

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	12点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	4点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

③施工段階におけるモニタリング

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	12点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	4点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

④維持管理段階におけるモニタリング

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	12点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	4点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点

⑤財務モニタリング

業務を実施する上で特に優れた提案であると評価できる	12点
業務を実施する上で優れた提案であると評価できる	8点
業務を実施する上で適当な提案であると評価できる	4点
業務を実施するための提案としては疑問がある	0点